

近世木曾山林業の本伐仕出と商業資本

——尾張藩林政享保改革前の仕出元締庄屋と材木商人——

- 一 問題の所在——本伐仕出と材木商——
- 二 元禄期までの山伐仕出
- 三 御用仕出と手前金仕出
- 四 山伐仕出・川狩と袖・日用賃銀
- 五 本伐請負の仕切人材木商
- 六 結びに代えて——元禄期以後の材木商——

一 問題の所在——本伐仕出と材木商——

木曾山は、慶長・元和・寛永期の大建築時代の濫伐による尽山化の結果、尾張藩は寛文林政改革を実施した。延宝から元禄頃の木曾山地方の山伐仕出構造は、地許の袖・日用集団を掌握する庄屋等有力層が本伐請負元締を努め、それを前貸等資金を通じて仕切る材木商の存在があった。一方本伐・運材を請負い、労賃・経費から利子等を公儀の負担で直営する御用仕出と、本伐仕出・運材等を自己資金で行い、申請認可条件の運上歩合相当の原木

近世木曾山林業の本伐仕出と商業資本

大崎 晃

を上納し残りを仕出人が取得する（実際には運上も前納・金納制なので全伐出原木を仕出人が取得）、手前金仕出とがあることを所三男氏⁽¹⁾は指摘した。また材木商については、当代の豪商として名高い紀文⁽²⁾や奈良茂家⁽³⁾も元は材木商だったが、木曾山地方では山伐仕出請負人への前貸・仕切を通じて名古屋白鳥木場を拠点に材木商で成功した神戸家⁽⁴⁾についての所三男氏と、同家その後の活動舞台となる新田開発についての大石慎三郎氏⁽⁵⁾の研究がある。

そこで本稿の目的は、これらの課題についての定説に新しい知見を加えようとするものではない。しかし前記山伐仕出と材木商業資本は実際のこの時期、正負は別にして相関々係にあり課題の分析に際してもこの視座を欠くことはできない。ただし問題の立て方によっては、分析視角や重点の置き方でそれぞれの位置づけや役割の評価には、多少の齟齬が生じるのは止むを得ないとしても、今後その点を解消していくためには問題状況の整理が意味あるものと判断するにいたった。そこで立論の手順としては、まず具体的な山伐仕出の復元を試み、これに仕出請負人への前貸や利子稼ぎ、商業利潤蓄積等材木商の活動を重ねて、山方と商業資本の関係と機能、お

よび時代との関連を考える素材が整理できればという思いである。

二元禄期までの山伐仕出

まず木曾山地方の山伐の歴史からみよう。尾張藩への元和受封以前の本伐は、公儀から木曾代官山村甚兵衛に委託する御用仕出として行われた。

請取申金子之事⁽⁶⁾

金^(神切)五百両者 小判也

右是ハ木曾山ニ而御材木御本切・川狩入用ともニ請取申所実正也、御材木奉行所江相渡此手形を以重而御勘定可申上候、為後日如斯候已上
寛永拾五寅二月十七日

山村甚兵衛^(印)

島田才兵衛殿

成田藤右衛門殿

右寅之年之御本切山村甚兵衛江直々江戸へ被仰付而、如此金子相渡候間無相違御渡可在之候已上

御用仕出は直営なので、伐木や谷出し・川狩を地許の杣・日用組々頭に請負わせ、その費用は公儀の材木役所が担った。

一方田畑の乏しい木曾地方では、領民の年貢米上納の責務を当初は米の代りに木材・板子等の上納が認められた(木年貢)。しかし伐木採材が進み、尽山化が顕著になると、年貢制も米納・金納へむかう。この過程について木曾に隣接する尾張藩領濃州裏木曾三ヶ村(加子母・付知・川上)の記録によると、「三ヶ村之義元和元年御拝領後御山内桧雑共百姓江被下、御年貢御上納之義桧類板子を以御上納仕来、慶安年中留記ニ相見候義ハ三ヶ村板

子納高壹万式千八百四拾六枚宛、但長壹間幅壹尺四寸厚四分、角倉江上納仕候、其後尽山ニ相成貞享元子年三ヶ村之内加子母村壹ヶ村半數米納ニ奉願上御聞濟被下置、右板子伐出方ニ付三ヶ村斧數式百九拾七挺但斧壹挺ニ付米四斗余、此御米高百式拾石程大井村辺御藏米古来今年々拝借仕来、右代金之義も百姓御救として斧壹挺ニ付板子三拾式枚ツ、此木高九千五百四枚仕出、所々渡場ニ而御上江売り上ヶ又ハ売人江売拂右代金を以御米代上納仕候、其後段々御切替年々數万之板子仕出方被仰付、延宝式寅年今享保十三丑年迄出張御救之訳を以御材木仕出方三ヶ村百姓中江被仰付、段々仕出申候所三ヶ村共奥御山内迄何分尽山ニ相成御年貢之義板子を以相勤り兼、享保十四酉年不殘米納ニ御切替被仰出御高半減御用捨被成下桧類五木御停止被仰出、尤無下用与御唱榼榼御運上三ヶ村ニ而榼百四駄、但壹駄ニ付五寸三分ツ、榼榼七百五拾挺但拾挺ニ付六寸九分ツ、往古ハ桧板子を以去子年迄無滞御上納仕来候、然処右以來御田地肥之木草并百姓家作木薪等取入申候明山ニ而ハ、享保年之頃ハ桧類之義一向木種薄ニ御座候」という経過を辿った。

木年貢が米納・金納に変わっても、この時期田畑が乏しく夫食生産以外にめぼしい農業生産がみられなかった木曾地方は、山林稼行に活路を求められなかつた。その際、制度上木材資源の賦存林はすべて御手山となつて百姓林は認められず、やがて採草地の明山内でさえも停止木制が敷かれた。かくて資源の減耗で用材採伐事業の効率が下り御用仕出に陰りがみえたのをふまえ、公儀は角・丸太から樽・瓦木等割材中心の伐出仕出へ変わったが、領民への御手山利用を認めるにいたるのは御救政策の意図もあつただろう。領民有力層が御手山仕出の請負元締に参入するにあつたのは、販路以上に資金問題があつたが、この条件を両方とも具備する材木商

人との接近は自然であった。かつて慶安期以前の木曾・美濃地方は、代官山村甚兵衛による御用仕出と並んで角倉与一(了以の子)や茶屋新四郎(四郎次郎の子)等特殊商人の活動の舞台でもあったが、資源減耗後の寛文期以後は抬頭してきた在方材木商人等の金主層仕切人と、杣・日用組を束ねる庄屋等伐出・運材の請負元縮からなる手前金仕出の仕組が出現した。

裏木曾三ヶ村の記録はこの間の過程を「三ヶ村之義者何之時来も無御座所二而、御拝領已前御免板壺万枚被下置百姓中本切仕り角倉江売拂御影二而御年貢諸役相勤候所、四拾年已前御公儀様江売上申候へと被為仰付板角ニ伐替式拾八年前迄売上申候、檢尺之中瓦樞物ニ切替へ拾六年已前迄売上申候、白鳥買上之儀者拙者共ニ被為仰付候、其以後商人並ニハ被為仰付間敷候間、分分ヶニ仕り拙者共才覚之金子ニ而百姓中ニ本切為仕候へと被為仰付畏奉存、当年迄拾六年三分卷厘之分分ヶニ而仕出申候、錦織物依頼代金も才覚之金子ニ而相拂御勘定之節請取申候、先年者櫓三万三千丁宛仕出候へ共近年者木数も出来不申漸く式三千丁宛仕出申候、木品悪敷罷来山出入用も大分懸り仕当ニ相不申候、其上式三年者諸木下直ニ御座候へ年々損金仕り問屋分右衛門方ニ大分之借金ニ罷来、去ル午未兩年御請仕候七千五百丁之内漸く半分川狩仕り、残ル分山本仕拂川狩仕り義罷成不申之間少々之家財用地をも金ニ代替拂申、川狩之義者問屋分右衛門を頼川狩仕置ニ御座候」と記し、さらにその場合の公儀への運上歩合の発生(右史料中の「分分ヶ三分卷厘」等)を示している。

一方手前金仕出請負側の手前取分は運上分の残金だが、共通経費の負担区分その他については「此度湯船沢御山御材木内立木不残来戊午年出伐自分金を以御山出シ奉願候、錦織迄出方諸手入用自分仕、錦織今白鳥迄御代之義者殿様被仰付、白鳥着之上帳面之御直段ニ御買上可候(略)川並御作

法万事手前金木曾本締並ニ被仰付被下候(略)右之通并書上帳面奉願候通被為仰付被下候ハ、為御前金五千両指上ヶ可申候」とする慣行が宝永期には成立していた。仕出請負人は谷出しから錦織までの運材経費を負担し、錦織から木曾川河口を経て名古屋熱田白鳥木場に至る筏下しの費用は、公儀が市場価格の保証を通じて併せて保証し、前金制だったこともわかる。

近世初期は城下町や社寺等の建築が進み、森林資源の豊富な蓄積を背景に各地で大型用材仕出が続き、虚実はともかくそれを請負って巨利を博した材木商人を生んだ。紀伊国屋文左衛門は松木屋郷藏と駿州大井川筋の千頭山・井川山の御用木仕出や、幕府が下総香取社々殿を普請した際に用材調達を努めた。奈良屋茂左衛門は神戸分左衛門と信州・濃州の木曾川筋や飛騨川筋の御用木仕出を請負い、日光東照宮修築用材の調達にもあたった。

その後採木が進み尽山化の兆がみえると御用材仕出の縮小や産地の奥地化がおこり、紀文や奈良茂等特殊商人層が林業から距離を置き始める一方で、神戸家等仕出山地方の材木商人が手前金仕出に進出して来る。一方御用仕出の減少と木年貢の米納・金納化で、厳しくなった年貢上納環境打開のために仕出山地方領民がむかっしたのは山伐仕出の拡大再編であった。林政寛文改革以後の本伐組織は、伐木と錦織までの運材元締を請負う庄屋層に対する、新興材木商人による仕出資金融資という手前金仕出体制が新たに形成されていった。この間の推移の実証として、転換期にあたって諸事混沌としていた元禄五年頃の裏木曾・飛騨山本伐仕出の記録をみよう。

まず江戸の神田安休(奈良屋四代・勝豊)は、この年商人元締仕出を行い「自分本切奉願之義ハ当年之御詠木九・十月ニ白鳥着御渡シ可被遊御約束之処江、当月ニ至候而茂着木少くならてハ無御座ニ付江戸御公儀前御請負延引ニ罷成迷惑仕候故、来年夏川ニ御材木出シ申度ニ付自分本切之義申上

候、御本切ニ而来年夏川ニ御出シ被遊被下候得ハ大慶成義ニ御座候、左成御座候ハ、弥木敷無相違御渡し可被下御印被下置候様ニ奉願候、当年之御詠木之様ニ相違仕候而者及迷惑候故申上候、自分本切ニ被仰付候ハ、御国者之名材ヲ以御請合可仕候、本切入用ハ上ケ松御奉行方御積りを以御材木代ニ而差引可仕候、月迫之時分大分之金子兼々差上申義如何計迷惑ニ奉存候得共江戸御公儀前難義ニ奉存、其上此度江戸ニ而御金御用之由問屋共江金子壹万兩才覚仕御用ニ立申様ニと兩度被仰渡候得共、相調不申候段承知仕候ニ付此度何とそ才覚仕江戸ニ而差上候ハ、御用之御尋ニ茂あい可申与奉存御願申上候⁽¹⁰⁾と江戸御材木方御奉行所へ請願した。

内容は今年請負った木材は、数量不足につきその分を来年の仕出で補充することの許可と、幕府御用金不足に対する前金拂壹万兩の申入れである。手前金仕出を行っていた頃の羽振の良さが伺える。次の二点は、江戸御材木方奉行へ出された奈良屋・神戸屋連名の貯木買上げと新たな山仕出しの請願書である。

乍恐以書付御願申上候⁽¹¹⁾

一 飛州ニ御作置御座候松材木并樽木御拂ニ被納仰付候ハ、御買上ケ奉願度奉存候、御値段之儀者出雲守様下東ニ而近年御拂被遊候、午未申三ヶ年御拂値段段宜敷御買上ケ奉願度候、被納仰付下候ハ、値段付仕指上ケ可申候

一 飛州馬頼御山其外御山松割木同寸立并諸木御座候、御山見分仕御調法ニ罷成候、御材木見立寸間員数書以帳面御当地御材木茲ニ上納奉願候、右之御山見分仕候様ニ被納仰付被下候ハ、難有可奉存候以上

元禄六年酉二月

東湊町壹丁目

奈良屋茂左衛門

同所

神戸屋彦七郎

(江戸御材木方)

御奉行様

覚⁽¹²⁾

一 凡千本 槻

長六間木六三間半木迄
角八式尺角六寸尺壹寸角迄

一 凡式万本 梅樅姫子

長三間半木六式間木迄
角八壹尺五寸角六寸角迄

右之通中津川河上山式ヶ年二本伐山出シ可仕候、大槻并梅樅姫子此木高之外ニ茂御座候ハ、御請負可仕候、山本有木之様子承知仕度奉存候以上

申十一月^(元禄五)

江戸東湊町

奈良屋

名古屋材木町

犬山屋分左衛門

美濃・飛驒の山仕出は江戸の有力材木商奈良屋と、前者の場合は犬山神戸家の江戸分家彦七郎、後者の場合は同神戸家の名古屋分家分左衛門等在地材木問屋が資金的に仕切ってきたことが、林政寛文改革以後の手前金仕出の基本条件になった。かくて在地材木商の仕切を背景に、山伐地許の庄屋等特権層を請負元締とする手前金仕出が登場した。

借用申金子之事⁽¹³⁾

合小判百両也

右之金子当年之本切入用金并来未之年本切仕入金ニ借用申所実正也、
此請合之木数出シ勘定指引可申利足壹ヶ月銀百匁つ、相加へ勘定可被
濟候、為後日手形如件

元禄三年午十二月十九日

神戸分右衛門殿

内木彦七^⑩

内木彦七は濃州裏木曾加子母村庄屋、神戸分右衛門は神戸家の分家であ
る。所三男氏^⑭によると多くの係累をもつ神戸家は、もと武士で木曾川筋が
尾張藩領になると犬山湊役・川並番所預り・木曾川筏乗下げ御用の役職を
努めたが、弥左衛門は木材の商人元締仕出を始めた。この家(弥兵衛・弥左
衛門名を世襲は本家筋として続くが、名古屋に分家犬山屋分左衛門(同じく
名称世襲)、江戸に分家神戸屋彦七郎(名称世襲)が出店した。また本稿収録
の史料中に頻繁に登場する神戸分右衛門は、所三男氏作成の系図には記載
がないが、木曾山・裏木曾・木曾川筋で活躍し犬山屋と呼ばれていること
から、ここでは名古屋の神戸分左衛門家の犬山分家と推定しておく。

三 御用仕出と手前金仕出

仕出山の原木賦存量払底が顕在化する寛文以後の御用仕出の目的は、御
用木採取から藩財政への経常的収入を目指す私下用材販売、および山元領
民の採・運材事業委託の御救い施策に重点を移した。対象資源の關係から
生産も材木から伐跡仕出に移って樽木等割物が中心になり、樹種も桧より
建具・桶材用の樅が増加し、一回当たりの仕出規模は縮小した。しかしこ

近世木曾山林業の本伐仕出と商業資本

の時期、木曾山地方の藩直営の御手山仕出(御用仕出)が小規模になったと
はいえ、仕出山在郷元締にとつては仕出金調達の際には高かった。かくして
採・運材作業請負人である庄屋等在地特権層による名儀人的本伐仕出元締
と、山元仕出と錦織迄の川狩運材費等諸々の経費を融資する材木商等事実
上の金主的仕切人との結合へとむかった。次に延宝六十年から七年にわた
る木曾王瀧山御用仕出に際し、王瀧村庄屋松原孫太郎等と犬山の材木商神
戸分右衛門、および錦織材木役所の關係を仕切状からみよう。

午之年本切桧物樅物仕切状^⑮

神戸分右衛門

御木屋通表請取

- 一 八千八百三拾四丁 樅三尺四寸中樽瓦木
 - 一 七万式千九百拾七丁 同式尺六寸中樽瓦木
 - 一 壹万三百七拾七丁 同壹尺八寸中樽瓦木
 - 一 五千九百七拾三丁 同壹尺八寸中樽瓦木
 - 一 木メ九万八千百壹丁 桧三尺四寸中樽瓦木
 - 一 四千三百式拾七丁 同式尺六寸中樽瓦木
 - 一 壹万九百四拾三丁 同壹尺八寸中樽瓦木
 - 一 千式百四拾式丁 同壹尺八寸中樽瓦木
 - 一 木メ壹万七千五百拾式丁 桧三尺五寸樽
 - 一 齊藤次右衛門殿桧物本伐分 同式尺八寸樽
 - 一 八千七百六拾五丁 桧三尺五寸樽
 - 一 一八千七百六拾五丁 同式尺八寸樽
 - 一 木メ壹万六千九百式拾六丁 同式尺八寸樽
- 惣拂木数合拾三万式千五百三拾九丁

惣拂代金千八拾四兩銀三拾五匁六分壹厘

内 拂

一 銀拾七匁壹分

午十二月二日

一 金百兩

但地拂江戸大坂今午十二月来ル金

同十二月十八日

一 金百貳拾兩

同断

未二月十二日

一 金貳拾兩

同断

同二月廿九日

一 金百五拾兩

同三月六日

一 金百兩

同四月廿四日

一 金八拾兩

渡又売代金同断
(神戸屋手代)
水野庄七殿江

同五月廿四日

一 金五拾兩

同四月廿四日

一 金壹兩

同六月五日

上納売代金同断
渡又二郎兵衛殿江

一 金三拾五兩

(三兩五拾匁)
此利貳百拾匁

未七月六日

一 金五拾兩

(四兩拾七匁)
此利貳百五拾匁

同七月廿三日

一 金百兩

(八兩三拾三匁)
此利五百匁

同十月十七日

一 金貳拾貳兩壹分銀拾貳匁

同十一月十三日

一 金七兩

未三月四日

一 金七拾五兩

同三月廿日

一 金貳兩

未十二月廿八日

一 金壹兩三分銀四匁壹分

同十二月廿八日

一 金貳兩三分銀拾匁八分

同断

上納御入金同断

(同日今同十一月迄六ヶ月分)
但壹兩二匁匁つ、

上納御入金手形

(同日今同十一月迄五ヶ月分)
同二匁匁つ、

渡又御入金同断

(同日今同十一月迄五ヶ月分)
但前渡金有

上納金同断

桴乘飯米藤代共二

上納金同断

渡又御入金同断

渡又五郎殿江同断

上納金手形

午本切運上残水野庄七殿江渡

上納金同断

是ハ巳本切齊藤次右衛殿運上残

一 金壹両貳分銀八匁九分

上納金同断

同断 榎乘飯米藤代共ニ

一 銀四匁六分

右上納金包賃

一 金拾五両銀五匁三分

右材木水上ヶ賃

白鳥日切日用夜番賃共ニ

一 金八両貳分銀貳匁四分

売手引(口變) 但地拂金

外ニ

金三拾兩運上代已本伐勘定ニ出ス

利銀ノ四貫百九拾四匁

此金六拾九兩三分銀九匁

拂金ノ金千五拾九兩貳分銀四匁貳分

引残而金貳拾四兩貳分銀三拾壹匁四分壹厘

右之材木御木屋通表木数請拂無相違、売代金銀指引仕渡し過金銀未

之本切材木勘定之節請取可申所如件

延宝七年未十一月

神戸分右衛門[㊦]

松原孫太郎殿

生産物の樽瓦木拾三万丁余の販売を仕切った犬山屋神戸分右衛門は、売

代金一、〇八四兩余を、名儀上の請負仕切人の元締松原孫太郎に代つて該

当者へ手形で送金した。その内訳は御用仕出では経費は公費負担なので、

神戸分右衛門立替の桴(筏)・乗飯米・(筏用)・藤綱代・夜番の日用賃銀等三八

兩余が、錦織奉行所から元締松原孫太郎へ支拂われ、次はその一部であ

る。

覚¹⁶⁾

近世木曾山林業の本伐仕出と商業資本

一 金拾三兩壹分銀三匁九分 未本切分

右者未之本切手前取木榎乘飯米藤代金銀平田ニ運セ、来ル廿八日

源兵衛方江持參可有候以上

酉正月廿五日

(錦織奉行所)

真鍋茂大夫

羽田野次兵衛

王瀧 孫太郎殿

一方公儀運上合計四一六兩余が上納され、次はその一部である。

受取申金子之事¹⁷⁾

合小判五拾兩

右是ハ未之本切運上木拂代之内如此請取申所如件

延宝八年申七月八日

(錦織奉行所)

羽田野儀兵衛[㊦]

真鍋茂大夫[㊦]

王瀧 孫太郎殿

そして庄屋松原孫太郎が本伐請負元締を努める在方の収益は、仕切状に

「渡ス」とある神戸分右衛門からの送金合計五〇八兩と、仕切状の差「引残」

金二四兩の和五三二兩余である。次は前年分残金の支拂請取である。

請取申金子之事¹⁸⁾

合百五拾兩者 小判也 右是ハ午之本切材木売代金ニ而慥ニ請取申し、重而此手形ニ而勘定可

仕候、為後日手形如此ニ御座候以上

延宝七年未二月廿九日

松原孫太郎^①

神戸分右衛門殿

最後にこの本伐仕出の金主を努めた神戸分右衛門の取分は、仕出資金の前貸しや運上々納金一時立替等による利子収入八五兩と、売手口銭八兩の和九四兩である。ちなみに経費差引の三者合計取分の比率は、公儀・在方・材木商がそれぞれ四割・五割・一割であった。次は利子算出の実例である。

借用申金子之事⁽¹⁹⁾

金百兩者 小判也

右之金子利足ハ壹ヶ月金壹兩ニ付銀壹匁つ、(二年二割)ニ相定、髓

ニ借用申所実正也、諸木白鳥悉仕出し此手形ニ而指引差用可仕候、

為後日如此ニ御座候

延宝七年未七月廿三日

松原孫太郎^②

神戸分右衛門殿

原木材の減少が顕著になって林政改革が施行された寛文期以後、大規模な御手山仕出(御用仕出)が減少すると、在地特権層や有力材木商が自己資金を投じて行う山仕出、すなわち手前金仕出が重要な位置を占めるようになった。これは御手山(藩有林)に対し、運上納入を条件に許可を得て行う山伐仕出で、運上額は木曾川筋を経て名古屋熱田の白鳥木場まで運ばれた原木が、運上歩合によって原物徴収された。そして徴収し上納された原木は直ちに売人し仕出人へ売渡された。この形式は、上納金を納入して山伐・運材した原木を仕出人が全部獲得するもので、経費を含む一切を仕出人が負担する文字どおり手前資金による仕出の方法であった。次は延宝五

巳年から七年に木曾王瀧山において、同村庄屋松原孫太郎を請負仕出人とする手前金仕出の仕切状である。

巳之年地山ニ而本切仕出桧物請取帳⁽²⁰⁾

王瀧 孫太郎^(松原)

一 九千貳百四拾丁

樵三尺五寸小中樽瓦木

内

四千六百貳拾丁五分

五分手前請取木

四千六百貳拾丁五分

五分御運上木

代金六拾兩三分銀貳匁九分 不足拾丁有候

壹兩ニ七拾六丁替

一 六万三千三百拾六丁

樵貳尺六寸小中樽瓦木

内

三万千六百五拾八丁

五分手前請取木

三万千六百五拾八丁

五分御運上木

代金百六拾兩銀拾三匁貳分 不足貳拾六丁有候

壹兩ニ百九拾七丁六分替

一 千四百五拾九丁

樵貳尺貳寸小中樽瓦木

内

七百貳拾九丁五分

五分手前請取木

七百貳拾九丁五分

五分御運上木

代金五兩貳分銀九匁壹分 不足拾七丁有候

壹兩ニ百貳拾九丁貳分替

一 七千四百九拾式丁

樵壹尺八寸小瓦木

内

三千七百四拾六丁 五分手前請取木
三千七百四拾六丁 五分御運上木

代金貳拾四兩貳分銀九匁 不足貳拾丁有候

壹兩二百五拾貳丁替

一 千九百五拾四丁 樅壹尺六寸小中樽

内

九百七拾七丁 五分手前請取木

九百七拾七丁 五分御運上木

代金六兩銀七匁五分 不足貳拾壹丁有候

壹兩二百五拾九丁六分替

樅物分八万三千四百六拾貳丁

内

四万七千七百三拾壹丁 手前請取木

四万七千七百三拾壹丁 御運上木

代金×貳百五拾七兩壹分銀拾匁七分

一 五千七拾三丁 樅三尺五寸小中樽瓦木

内

貳千貳百八拾貳丁八分五厘 四分五厘手前請取木

貳千七百九拾丁壹分五厘 五分五厘御運上木

代金四拾壹兩銀貳匁 不足拾丁有候

壹兩二百六拾八丁替

一 八千四拾丁 樅貳尺六寸小中樽瓦木

内

三千六百拾八丁 四分五厘手前請取木

近世木曾山林業の本伐仕出と商業資本

四千四百貳拾貳丁 五分五厘御運上木
代金貳拾五兩銀七分 不足貳拾六丁有候

壹兩二百七拾六丁八分替

一 三千七百三丁 樅貳尺貳寸小半中樽瓦木

内

千六百六拾六丁三分五厘 四分五厘手前請取木

貳千三拾六丁六分五厘 五分五厘御運上木

代金拾四兩三分銀拾四匁 不足貳拾丁有候

壹兩二百三拾六丁替

樅樽×壹万六千八百拾六丁

内

七千五百六拾七丁貳分 手前請取木

九千貳百四拾八丁八分 御運上木

代金×八拾壹兩銀壹匁貳分

木數合拾万貳百七拾八丁

内

四万九千貳百九拾八丁貳分 手前請取木

五万九百七拾九丁八分 御運上木

代金合三百三拾八兩壹分銀拾壹匁九分

兩替六拾貳匁

右是者巳之年地山ニ而私手前金を以本切仕出如此、御運上木指上ケ
殘分被下慥ニ請取則御運上木買上ケ申所如件

延宝七年未六月 王瀧 孫太郎

御材木御奉行所

差引残金と取分				売 拂 地		出 典	
仕出形式	運上歩合	上納運上金／仕切差下金		売拂先	荷 受 人		
		両分	匁分厘				両分
御 用		643.2	10.2	江 戸 大 阪	神戸彦七郎 十八屋久兵衛, 板屋孫兵衛 榎木屋次郎兵衛	1), 2)	
御 用		284.1	24.67	江 戸	神戸彦七郎	1)	
手前金	0.55	364.	13.09	／	297.3	10.71	3)
手前金	0.51	375.3	9.69	／	360.2	9.31	3)
御 用		751.3	0.69	江 戸 大 阪	神戸彦七郎 十八屋久兵衛, 板屋孫兵衛 榎木屋次郎兵衛, 京屋彦三郎	1), 2)	
御 用		1,045.1	2.31			4)	
御 用		773.2	6.67	大 阪	板屋孫兵衛, 榎木屋治兵衛, 京屋彦三郎	2), 5)	
御 用		214.2	14.03	江 戸	神戸彦七郎	1)	
手前金	0.55	272.3	30.18	／	222.2	24.69	6)
御 用		519.2	10.16			7)	
手前金	0.45	56.3	12.68	／	69.4	15.49	6)
御 用		3,608.1	7.54	江 戸 大 阪	神戸彦七郎, 米津久右衛門, 福田善兵衛 大野屋与平次 板屋孫兵衛, 八萩屋勘右衛門 十八屋久兵衛	2), 8), 9) 10), 11)	
御 用		3,548.	1.8	江 戸 大 阪	神戸彦七郎, 福田善兵衛 板屋孫兵衛, 十八屋久兵衛 八萩屋勘右衛門	2), 8) 11), 12)	
手前金	0.31	361.1	3.2	／	803.3	7.12	13)
手前金	0.31	322.3	2.23	／	718.1	4.97	13)
手前金	0.1	112.1	1.02	／	1,009.3	9.18	12)
手前金	0.1	360.	2.3	／	3,240.	20.7	13)
手前金	0.31	191.1	10.1	／	425.3	22.48	13)

近世木曾山林業の本伐仕出と商業資本

表1 犬山鶴飼屋神戸分右衛門が仕出人の王瀧山・裏木曾山本伐仕出

年 度	仕出山	請負元締	仕 出 数 量		売拂代金		経 費	
			樹種・材種	数 量 ()内売残木				
延宝5年巳	王瀧地山	松原孫太郎	桧樫樽瓦	挺 86,509 (11,685)	両分 866.	匁分厘 10.2	両分 252.2	匁分厘 21.
延宝5年巳	王瀧地山	松原孫太郎 齊藤次右衛門	桧樽瓦	12,406 (1,766)	364.1	39.45	80.	19.28
延宝5年巳	王瀧地山	松原孫太郎	桧樫樽瓦板	100,278	661.3	23.8		
延宝6年午	王瀧地山	松原孫太郎	桧樫樽瓦	115,613	736.1	19.		
延宝6年午	王瀧地山	松原孫太郎	桧樫樽瓦	109,194	812.	49.59	155.1	44.53
延宝6年午	王瀧地山	松原孫太郎 齊藤次右衛門	桧樫樽瓦	132,539	1,084.	35.61	133.	44.7
延宝7年未	王瀧地山	松原孫太郎	桧樫槇樽瓦板	57,209 (4,465)	860.3	12.37	182.2	43.59
延宝7年未	王瀧地山	齊藤六兵衛	桧樽	17,876	305.2	5.29	90.3	5.76
延宝7年未	王瀧地山	松原孫太郎	桧樫樽瓦	40,959	495.1	54.87		
延宝8年申	王瀧地山	松原孫太郎	桧樫槇樽瓦	8,703	562.2	43.4	43.	32.84
延宝8年申	王瀧地山	松原孫太郎	桧樫槇樽瓦	8,703	126.3	28.17		
元禄2年巳	加子母地山 付知地山	内木彦七	樫樽瓦	189,144 (25,080)	3,883.3	13.2	275.0	35.66
元禄2年巳	付知地山	田口四郎三郎	桧樫明桧樽瓦角	127,082 (1,000)	3,678.	13.58	130.0	11.78
元禄2年巳	裏木曾 三ヶ村山	内木彦七	樫樽瓦	59,631 (3,000)	1,165.	10.32		
元禄2年巳	三ヶ村山	田口忠左衛門	樫明桧樽瓦	47,607	1,041.	7.2		
元禄2年巳	付知日枯山	田口忠左衛門	桧樫明桧角	1,930	1,122.	10.2		
元禄2年巳	裏木曾 三ヶ村山	原権兵衛	桧明桧角	5,492	3,600.	23.		
元禄2年巳	三ヶ村山	原権兵衛	明桧樽瓦	28,383	617.	32.58		

近世木曾山林業の本伐仕出と商業資本

差引残金と取分				売 拂 地		出 典	
仕出形式	運上歩合	上納運上金／仕切差下金		売拂先	荷 受 人		
		両分	匁分厘				両分
御用		1,634.3	20.1	江戸 大阪	神戸彦七郎, 福田善兵衛, 米津久右衛門 大野屋与平次 十八屋久兵衛	2), 9) 11), 12)	
御用		1,646.	7.26	江戸 大阪	神戸彦七郎, 福田善兵衛 板屋孫兵衛	2), 8), 9) 11)	
御用		878.1	13.8			14)	
手前金	0.31	174.1	1.86	／	387.3	4.14	15)
御用		514.3	6.4			11)	
御用		1,064.1	13.84	江戸 大阪	神戸彦七郎, 板屋孫兵衛, 八萩屋勘右衛門 十八屋久兵衛	9), 10) 14)	
御用		447.1	6.33			14)	
御用		850.	19.3	江戸 大阪	神戸彦七郎 八萩屋勘右衛門, 板屋孫兵衛 十八屋久兵衛	16)	
手前金	0.31	594.	6.72	／	1,322.	14.95	15)
手前金	0.31	339.3	5.	／	756.1	11.13	15)
手前金	0.31	242.1	11.	／	539.1	24.48	15)
御用		14.	2.77	大阪	八萩屋勘右衛門	10)	
御用		430.	12.38	大阪	板屋孫兵衛, 八萩屋勘右衛門	7)	

- 9) 「元禄四・五年 三浦三ヶ村桧樵物仕切状 神戸彦七」(徳川林政史研究所蔵)
 10) 「元禄五年 三浦三ヶ村桧物仕切状外」(同上)
 11) 「元禄六年 加子母山諸木仕切帳外」(同上)
 12) 「元禄四年 日枯山ニテ手前金ヲ以本伐仕出帳 神戸分左衛門」(同上)
 13) 「元禄四年 三ヶ村山ニテ手前金ヲ以本伐仕出帳」(同上)
 14) 「元禄六年 付知山諸木仕切帳外」(同上)
 15) 「元禄五年 三ヶ村山手前金本伐仕出明桧物受取帳」(同上)
 16) 「元禄五年 木材三浦山諸木仕切帳」(同上)

年 度	仕出山	請負元締	仕 出 数 量		売拂代金		経 費	
			樹種・材種	数 量 ()内壳残木				
元禄3年午	加子母地山	内 木 彦 七	榿鼠子明桧樽瓦	挺 64,677	両分 1,734.	匁分厘 26.32	両分 99.1	匁分厘 6.22
元禄3年午	付知地山	田口四郎三郎	榿明桧樽瓦	66,317 (367)	1,814.		167.3	7.74
元禄3年午	川上地山	原 権 兵 衛	明桧樽瓦	33,108	909.2	15.73	31.	16.93
元禄3年午	裏木曾 三ヶ村山	原 権 兵 衛	明桧樽瓦	28,875	562.	6.		
元禄4年未	加子母地山	内 木 彦 七	榿樽瓦	16,229	529.	10.1	14.1	3.7
元禄4年未	付知地山	田口四郎三郎	桧榿明桧樽瓦	27,712 (195)	1,196.	14.25	131.1	30.41
元禄4年未	川上地山	原 権 兵 衛	明桧樽瓦	27,060	461.3	9.13	14.2	2.8
元禄4年未	三浦山	内 木 彦 七 田口忠左衛門 原 権 兵 衛	桧明桧鼠子樽瓦	26,242	914.3	5.42	63.3	46.12
元禄4年未	裏木曾 三ヶ村山	内 木 彦 七	榿樽瓦	16,229	1,916.	21.67		
元禄4年未	三ヶ村山	田口忠左衛門	榿明桧樽瓦	15,434	1,096.	16.13		
元禄4年未	三ヶ村山	原 権 兵 衛	明桧樽瓦	19,981	781.2	35.48		
元禄5年申	三ヶ村山	田口四郎三郎	桧瓦	560	38.	20.	24.	17.23
元禄5年申	飛驒上呂山	舟坂又左衛門	榿樽桧角	24,911	439.6	17.62	10.1	28.3

出所史料

- 1) 「延宝六年 本切榿物仕切状」(徳川林政史研究所蔵)
- 2) 「延宝元年—元文元年 材木仕切状」(同上)
- 3) 「延宝七年 本切仕出桧榿物請取帳 王瀧孫太郎」(同上)
- 4) 「延宝七年 本切桧物仕切帳 神戸分右衛門」(同上)
- 5) 「延宝八年 本切桧板子榿榿物仕切帳 神戸分右衛門」(同上)
- 6) 「延宝九年 地山本切仕出桧榿物請取帳 王瀧孫太郎」(同上)
- 7) 「天和元年 本伐桧榿物仕出状 神戸分右衛門」(同上)
- 8) 「元禄三・四年 付知前山榿物仕切帳」(同上)

この頃は原木が減少して伐跡仕出が主力になり、生産物も樽木・瓦木が主力だった。運上の歩率は樫が五割、値の良い桧が五割五分であった。ここでとくに重要なことは、しだいに公儀上納が金納上納制になっていくこの時期、王瀧山における名儀的本伐元締の松原孫太郎に対して恒常的に融資可能な条件にあったのは、犬山屋神戸分右衛門であったと推定するのが妥当であろう。表1は延宝―元禄年間に木曾王瀧村・裏木曾三ヶ村において神戸分右衛門が仕切人を務めた本伐仕出の例を示したものである。もとよりここに揚げた本伐仕出の例は管見にすぎないが、それでもある程度の立論も可能である。本章で示したように御用仕出では、仕切勘定の売立金配分は、公儀運上が経費を含み五割で、その内経費は本章の例でも、また表1中の御用仕出の平均値でも約一割であった。

資源の逼迫から本伐仕出の利廻りが薄くなると、公儀は本伐仕出に積極性を欠くようになった。しかし年貢上納の責任を負う領民にとって山稼ぎの持続願望は手前金仕出への途を開き、その際資金不足を抬頭してきた在地中堅材木商との結合で現実化した時、その仕切勘定に際し公儀運上との売立金配分が、今度は本伐仕切人側が経費負担を含み五割の取分となった。しかしその後仕切人側取分が六割・七割(即ち公儀運上は四割・三割と進展するのは、賦存資源の減少による奥地化や、生産物の割物中心等廉価化によるコスト増と収益減、および材木屋商業資本の利潤追求も加わって前借金と利子拂いの増加等が、公・民分配率の見直しに傾斜していったと推察されるが、五章でさらにふれよう。

四 山伐仕出・川狩と柚・日用賃銀

本伐仕出の決算費用項目には、公儀運上・仕出請負人取分・融資前貸金利子の他にも人件費・資材代・手形飛脚代・市場口銭等がある。人件費は伐木・運材に携わる柚・木挽・日用等の賃銀である。柚賃銀は、かつて特権的商人による手前金仕出時代には経費自己負担のため賃銀も出来高歩合制がとられた。その後資源問題が切迫し跡伐り仕出が中心となり、また資源管理の徹底が求められ御用仕出が増加した寛文改革後は、常備日給制が多くなった。柚の賃金について今手許には寛文頃の史料がないが、や、時代が下って文化年間に松原家が裏木曾加子母山の仕出を行った際の史料を次に示す。

加子母山渡合ノ台所者并柚木挽賃銀帳⁽²¹⁾

一	三拾三人半 ^{定上}	代人覚	庄七
一	此賃銀六拾七匁	但一日三付銀式匁	
一	三拾人 ^{定上}	小柚頭	平蔵
一	此賃銀六拾匁	但一日銀式匁	酒手銀五分
一	式拾六人 ^{定上}	小柚頭	政七
一	此賃銀五拾式匁	但一日銀式匁	酒手銀五分
一	式拾五人 ^{定上}	柚	助作
一	此賃銀五拾匁	但一日銀式匁	酒手銀三分
一	拾九人 ^{定上}	柚	平次郎
一	此賃銀三拾八匁	但一日銀式匁	酒手銀三分
一	拾七人 ^{定上}	柚	半右衛門

一 此貨銀三拾四匁 但一日銀式匁 酒手銀三分
拾六人 柚 吉左衛門

一 此貨銀三拾式匁 但一日銀式匁 酒手銀三分
式拾四人 柚 藤兵衛

一 此貨銀四拾三匁式分 但一日銀壹匁八分 酒手銀式分
式拾式人 柚 源 八

一 此貨銀三拾五匁式分 但一日銀壹匁六分 酒手銀式分
式拾三人半 柚 九 平

一 此貨銀三拾七匁六分 但一日銀壹匁六分 酒手銀式分
式拾四人 柚 源 藏

一 此貨銀三拾八匁四分 但一日銀壹匁六分 酒手銀式分
拾七人 柚 五右衛門

一 此貨銀三拾匁六分 但一日銀壹匁八分 酒手銀三分
拾七人 柚 彦 吉

一 此貨銀三拾匁六分 但一日銀壹匁六分 酒手銀式分
拾九人 柚 金 助

一 此貨銀三拾四匁式分 但一日銀壹匁八分 酒手銀三分
拾八人 柚 嘉 助

一 此貨金式拾八匁八分 但一日銀壹匁六分 酒手銀式分
拾七人 柚 德 藏

一 此貨銀式拾七匁式分 但一日銀壹匁六分 酒手銀式分
拾七人 柚 甚 八

一 此貨銀式拾七匁式分 但一日銀壹匁六分 酒手銀式分
式拾八人半 木挽頭 彦 藏

一 此貨銀五拾七匁 但一日銀式匁 酒手銀五分
式拾壹人半 木 挽 利平次

一 此貨銀四拾三匁 但一日銀式匁 酒手銀式分
式拾三人 木 挽 弥 藏

一 此貨銀四拾六匁 但一日銀式匁 酒手銀式分
式拾人 木 挽 權 吉

一 此貨銀四拾匁 但一日銀式匁 酒手銀式分
拾五人 木 挽 半兵衛

一 此貨銀式拾七匁 但一日銀壹匁八分 酒手銀三分
拾三人 木 挽 梅藏

一 此貨銀式拾三匁七分 但一日銀壹匁八分 酒手銀三分
八人 木 挽 茂兵衛

一 此貨銀拾式匁八分 但一日銀壹匁六分 酒手銀三分
四人 木 挽 孫三郎

一 此貨銀七匁式分 但一日銀壹匁八分 酒手銀式分五厘
三拾式人半 持子 次 助

一 此貨銀三拾式匁五分 但一日銀壹匁 持子 宗 助

一 此貨銀三拾匁 但一日銀壹匁 (放) かしき 長四郎

一 此貨銀三拾六匁 但一日銀壹匁 かしき 吉 藏

一 此貨銀式拾六匁 但一日銀壹匁 薪 伐 嘉右衛門
三拾四人

此賃銀式拾式匁分

但一日銀六分五厘

一 三拾六人

小使惣助

此賃銀式拾式匁六分

但一日銀六分三厘

銀メ千九拾匁九分

此金拾八両銀拾匁九分

伐木の柚・造材の木挽と柚組の頭である(総)代人の一日の賃銀は、銀式匁から匁匁六分、作業小屋世話人の持子等が匁匁で、年季により若干の加減があった。こゝで人数とは就労期間の人別実働延日数で、一日分賃銀と日数の積が人別賃銀額になる。人数の右に付記した定工は常備の意である。柚・木挽の総人件費は、日当制のため概ね固定していたと推定される。

次に運材について、山落しから木曾川合流点まで(谷出し)と、そこから木曾川筋錦織木場まで(大川狩)の運材作業を行う日用の賃銀も常備日当制で、それに年季への配慮が加えられた。次は元禄年間の川上村の運材記録である。

請取申日用金之事⁽²²⁾

一金壹両壹分ト銀四分八人数六拾七人賃也

但シ老人ニ付壹匁式分

右是八川上御材木川狩日用金儘ニ請拂相済申候、為後日之如此候以上

元禄五年申十一月十五日

坂下 勘 助⁽²³⁾

川上金兵衛殿

日用の賃銀(日当)は、裏木曾の山伐仕出勘定からみると銀壹匁から六分まで六段階に分かれていた。これに扶持と呼ばれる一日当たり一升の支給

米が加わり、実際には米一升相当分の銀五分が支拂われた。概算日当は、平均値七分九厘に五分を加えた銀壹匁式分九厘となり、他に夜番手当七分五厘が付くと銀式匁四厘になった。また川狩中の日用宿賃も、仕出請負元締から幾許が支給された(表2)。

日用きちん之事^(木賃)

一 人数式拾人 老人ニ付六文つ、

此錢合百廿四文

右八下付ち孫市方へはらい申候

(元禄六) 西三月二日

左市 書判

小川藤七殿

一方、柚・日用の生活を支える作業小屋へ、米・塩・味噌等生活必需品を調達する持子がいた。物資の調達資金は、在地山伐仕出請負元締からの内渡金が充てられた。持子の報酬は仕切書(表3)中の褒美銀と、前述加子母山台所者賃銀帳中の持子日当銀壹匁を想定してよいだろう。

山仕出し材はこの後錦織で筏に編成され、名古屋白鳥木場への川下しが始まるが、筏乗手当「椀乗飯米」とは、筏一乗について犬山までは給米壹斗、犬山から熱田白鳥までは壹斗五升の決まりだった。しかし今回は論理の展開に必要な史料の準備が間に合わなかったため、この問題はまたの機会に送る。

五 本伐請負の仕切人材木商

元禄頃の本伐仕出は、御用仕出にせよ手前金仕出にせよ本質的には運上

表2 裏木曾山伐出日用稼働賃銀勘定(元禄6年)

日用頭名	村名	稼働延人数と賃銀(上段人数:人/日,下段賃銀計:匁)								扶持米	その他共 請取銀計	渡済銀	残支拂銀
		五分	六分	七分	八分	九分	杓匁	夜番					
		匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	升	匁	匁	匁
源右衛門	加子母	1,153.3人 900.50		227.0人 136.20	259.5人 181.65	175.5人 141.20	409.5人 441.45		48.0人 36.00	134.525	993.42	674.25	319.17
与市郎	加子母	1,356.0人 1,073.15	557.5人 501.75	178.5人 107.10	317.0人 221.50	303.0人 242.40			102.0人 76.50	160.425	1,203.62	708.25	495.37
新六付	知	1,321.0人 1,029.55		194.0人 116.40	309.5人 216.65	392.5人 314.00	425.0人 382.50		128.0人 96.00	160.865	1,154.68	765.55	389.13
左市付	知	1,739.0人 1,388.70	118.5人 106.65	215.0人 129.00	297.5人 208.95	522.0人 417.60	585.0人 526.50		213.0人 160.52	219.440	1,587.08	880.70	705.98
新吉付	知	168.5人 140.25		13.5人 8.10	37.5人 26.25	38.5人 30.80	79.0人 71.10		40.5人 26.52	25.320	199.13	17.25	181.88
平三郎付	知	65.0人 60.30			9.0人 6.30	4.0人 3.20	12.0人 10.80	40.0人 40.00	8.0人 7.45	6.500	104.38		104.38

出所史料「元禄六年 三ヶ村小谷小川持子日用勘定帳 小川藤七」(徳川林政史研究所蔵)、「元禄六年 白谷谷津原迄抱日用算用帳 小川藤七」(同)。『本紀要』第43号、拙稿より転載。

表3 裏木曾山持子宿算用勘定(元禄6年)

持子名	村名	伐出木数および賃銀			内渡銀(上段:斗,下段銀換算:匁)					差引残 支拂銀
		{ 上段本数 下段賃銀:匁 }	伐出賃銀	褒美銀	米	味噌	塩	現銀		
		匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁
弥次兵衛	加子母	7,906本 1,446.62	1,432.82	13.80	1,202.94	164.00斗 1,007.69	2.40斗 28.80	2.30斗 9.20	157.28	243.68
平七	加子母	6,548本 1,173.53	1,463.53	10.00	987.10 385.07	121.65斗 750.70	1.80斗 21.60	0.95斗 3.80	211.00	186.43
善六	加子母	3,522本 669.75	659.75	10.00	209.46	996.50斗 361.22	0.30斗 3.60	0.75斗 3.00	17.25	284.62
源右衛門	加子母	923本 461.50	461.50			19.45斗 119.81	0.20斗 2.40	0.20斗 1.00	86.25	252.04
善七	付知	2,240本 426.55			297.50	40.10斗 234.85	0.70斗 8.40	0.50斗 2.50		129.05
吉郎兵衛 善右衛門 惣七郎	付知	1,219本 340.94	316.94	24.00					120.00	
九郎右衛門	付知	1,130本 192.10							69.00	123.10
与七郎 長九郎	付知	450本 124.47	112.47	12.00	25.47	3.80斗 22.27	0.25斗 3.00	0.05斗 0.20		99.00
次郎四郎	付知	802本 136.34							68.00	68.34

出所史料「元禄六年 三ヶ村小谷小川持子日用勘定帳」(徳川林政史研究所蔵)。『本紀要』第43号、拙稿より転載。

を得る公儀、伐出・運材を請負い日当労賃を稼ぐ・袖・日用等在地の民、金主・仕切を務めて利子・差益を稼ぐ材木商人とで構成された。そしてその時々々の政治状況によって、公儀の御手山で公役を勤める在地領民の山伐・運材による御用仕出の時代、公儀からの委託で特権商人が本伐仕切を請負う商人仕出の時代、そして資源枯渇による特権商人の撤退後、代って進出した在方材木商人の資金を背景に、山伐在地庄屋等が元締となつて公儀御手山の本伐を請負つた御用仕出が登場した。

借用申金子之事⁽²⁴⁾

合三百八拾貳兩貳分銀六匁九分三厘也

右之金子髓ニ借用申所実証也、午未兩年の材木仕出し申材木代ニ而指引勘定仕候、若不足金至ニおいて金子ニ而返済可仕候、利銀ハ壹ヶ月金壹兩ニ付銀壹匁、之利足ニ相定申、材木相場次第ニ御拂代金其方江御請取可被成候、為後日手形如件

延宝六年午十二月二日

松原孫太郎⁽²⁵⁾

神戸分右衛門殿

松原孫太郎は王瀧村庄屋、次の史料の内木彦七郎も裏木曾加子母村庄屋で、ともに本伐仕出の元締を行いその資金を材木商犬山屋神戸分右衛門から借りている。

借用申金子之事⁽²⁶⁾

合小判七拾兩也

右之金子当午年本切入用金并来未之年本切仕入金ニ借用申所実正也、此請合木数出シ勘定可申利足壹ヶ月ニ七拾匁宛相加勘定可被済候、為後日手形如件

元禄三年午十二月廿一日

内木彦七郎⁽²⁶⁾

神戸分右衛門殿

在地材木商人の取引網は、名古屋熱田の白鳥木場から江戸・大坂の木場に結びついていた。犬山の神戸家分家名古屋の分左衛門は、江戸木場に分家彦七郎の間屋を開かせた。彦七郎は本家の資金を使つて江戸を拠点に活動を広げ、取引相手は、冬木屋や奈良屋にも及んだ。

覚⁽²⁶⁾

^(元禄四)未拾月晦日

一金千三百兩也

此利金四百九兩貳分也

壹ヶ月金百兩ニ付壹兩貳分宛

申二月の酉九月迄貳拾壹ヶ月分利足

此金拾月晦ニ請取置申候得者正月入用無之、二月安休方江渡シ^(神田)

申候ニ付二月の利足、去ル正月壹ヶ月此方ニ而あて仕申候

酉四月廿一日の廿六日迄三者

一金式千兩也

此利金百八拾兩也

酉四月の九月迄六ヶ月分

酉四月安休方江渡シ申候ニ付四月の利足

酉五月廿六日六月八日迄請取

一金式千兩也

此利金百貳拾兩也

酉六月の九月迄四ヶ月分利足

六月安休方江渡シ申候処六月分の利足

元金メ五千三百兩

利足金メ七百九兩式分

式口合金六千九兩式分也

(略)

右之通金飛脚加賀屋五郎右衛門迄此度指登セ、預り金元利共ニ相済

申付御請取可被成候、尤此方分の預手形給便ニ御下シ可被成候

(略)

酉十月六日

神戸分左衛門殿

神戸彦七郎[㊦]

この(神田)安休とは四代目奈良屋茂左衛門で、史料は江戸の神戸彦七郎から名古屋の分左衛門に宛てた奈良屋への貸金の報告である。奈良屋の規模の大きさと貸借期間の短かさから考えて、奈良屋の支拂の遅れや神戸側の立替等かと推測され、また奈良屋側の記録もある。

覚²⁷⁾

(略)

元金メ式百八拾壹兩三分式朱

利金メ三拾四兩式分四匁六分

右者船乗之褒美金江配当

(略)

元金メ七百六拾九兩五匁七分七厘

利金メ七拾七兩式分三匁四分

二口元金千五拾兩三分銀拾三匁式分七厘

近世木曾山林業の本伐仕出と商業資本

二口利金百拾式兩八匁

都合金千百六拾三兩銀六匁式分七厘

右者御借入金十一月迄致、利足壹ヶ月ニ金百兩ニ付壹兩式分宛勘定可仕候以上

酉十一月

神田安休

神戸家分左衛門様

犬山屋神戸家の成長過程については一章でふれたとおり所三男氏の研究があり、ここでとりたてる程のことでもないが、同家躍進の基にもなった元禄六年から同一三年までの木曾阿寺山仕出について若干付言しておく。同仕出は尾州藩主光友公の隠居料捻出のために、伐木・運材を本家神戸弥兵衛が命じられた御用仕出とみるのが通説で、弥兵衛は五万兩の利を得たとの言い伝えも残る。阿寺山の延宝仕出は次のようなものだった。

定候一札之事²⁸⁾

其方御請合被成候木曾阿寺山、来壬戌之年御請前分四分一我等仲間ニ而御座候、たとへハ山中巷万丁出来木ニ候ハ、其内式千五百丁ハ我等方之取分ニ御座候、此為其方之借り金当酉年御請前ニ而皆済不申候共、来戌年御請前分ハ我等仲間ニ而御座候

(略)

山中入用金并川狩金諸事御不如意無之様ニ調、手廻し能様ニ可仕候、勿論方々入用金之利足勘定ニ可相立候事

延宝九年酉三月

神戸分左衛門[㊦]

(伊勢屋)
小野木喜右衛門殿

同 孫 市 殿

伊勢屋は此度の金主と推定されるが、その関係は今のところ詳らかになし得ない。また差出人が神戸分右衛門名儀の本書と同文・同期日の文書がもう一通存在するので、「式千五百丁ハ我等方之取分」は、神戸分左衛門・分右衛門の本分家で五千丁の取分、すなわち「御請前」は二分の一にあたり、第三章の手前金仕出の「手前請取木」の歩合五分に比定される。したがってこの時の仕出は、犬山屋神戸家の手前金仕出とみることができ。一方阿寺山元禄仕出の場合は如何であつただらうか。

口 上⁽²⁹⁾

阿寺山御材木江戸三而大野屋与平次・神戸彦七郎・桜井小左衛門、大坂三而八板屋孫兵衛・十八屋久兵衛問屋三仕為売拂申候、御当地三而も問屋相立申候へハ、白鳥御役所分御材木請取船積木仕手廻し能御座候間、材木町分左衛門ニ申付御材木請取を申度奉願申候
御材木請取船積仕申候手代并右渡三而御材木置場買入用相懸り申分ハ、前々船主分問屋方江返礼金等取来申候、此金子を以右御入用之仕拂仕儀御座候、且又御当地拂ニも口銭と申物問屋手前へ取申事御座候得共、阿寺山御材木之分ハ御奉公ニ仕上ケ口銭取を申間敷候
(元禄七)
戊五月

神戸弥左衛門

阿寺山元禄仕出は、右文中に「阿寺山御材木之分ハ御奉公」とあるように御用仕出で、販売を委託されたのが犬山屋神戸家だったが、阿寺山仕出の仕切状未見のため、上納金をはじめ元締神戸弥左衛門の請取金等は詳らかにならない。ただ元禄一三年の「阿寺山御材木江戸大坂両地御拂代金請取渡⁽³⁰⁾」によると、犬山屋は「阿寺山^(元禄十二)卯年分御本切御材木代請取致上納候」

金額は、問屋神戸彦七郎三、五九五兩二分五六匁八分、大野屋与平次二、八二六兩二分九匁四分、桜井小左衛門三、〇四四兩一五匁九分、板屋孫兵衛三、二三八兩四分五匁六分二厘、十八屋久兵衛二、九一九兩七分二八匁七分二厘、合計一五、六二七兩二分一匁四分四厘をそれぞれ請取り上納している。仕切状未見のま、第三章の御用仕出の請負人元締受取分を試算すると、人件費等の経費二割(三、一二五兩)差引の売上代(二、五〇二兩)のうち年利率二割の融資・立替金を含む五割(六、二五一兩)が取分となり、この阿寺山仕出八年分(五〇、〇〇八兩)が犬山屋神戸家五万兩言い伝えの推計値だが、実察とはどの程度隔りがあるだろうか。

六 結びに代えて—元禄期以後の材木商—

木曾山・裏木曾地方の山伐仕出事情は、元禄頃には本伐組織も整う一方で資金力のある新興材木商も成長した。しかし採木が進み尽山化の進行とともに、材木商に新たな動き、すなわち新田開発への土地投資が始まることを指摘したのは、大石慎三郎氏⁽³¹⁾であった。次は美濃中嶋郡大須村で新田の開発を企図した毛利某が、田畑を担保に犬山屋神戸文左衛門^(分)から二百兩を借用した文書である。

永々相渡シ申田畑之事⁽³²⁾

田畑拾町 濃州中嶋郡大須村新田

右我等引得新田 公儀定納場之内如此田畑其方江相渡シ、金子貳百兩請取申所実正也、右之金子来西之暮式百貳拾六兩を以急度返済可申候、若金子遅滞候ハ、此證文を以右田畑永々其方引得ニ可被致候、少も違乱無之者也仍如件

宝永元年申十二月廿八日

毛利治部左衛門^印

犬山屋文左衛門殿

また六百石の米を引当に二千兩を借用した次の文書では、具体的使途の記載はないが、御用金としてのことや場所が知行所岩倉村である点で家中貸と推定される。神戸家はこれ以後投資先を減耗しつゝある森林よりも御用金へ、すなわち木材よりも新田開発による米穀をより高く評価するようになった。

預り申金子之事⁽³³⁾

合金貳千兩也

右者為御用金儲預り申所実正也、此為濟方知行所岩倉村物成米之内六百石宛來四年今午年迄十ヶ年之内渡シ置、毎歲極月朔日晦之内入札ニ而直段相極、右之以代金本金并壹割之利金引取可被申候、除置候米十ヶ年之内其方江可相渡旨代官江之證文遣置候

(略)

右米拂代金元利ニ相濟之分、年々之殘金ハ其方ニ預リ置年々壹割之利足ニ而何方江成共貸付置候而、此方江之借り金相濟シ候節右金子此方江請取可申候、為其如件

十ヶ年間通り候之定

一 元金貳千兩

申暮借用

内 利金貳百兩
元金百貳拾五兩貳分

ノ 三百貳拾五兩貳分

西暮返済

一 元金千八百七拾四兩貳分

内 利金百八拾七兩壹分銀拾貳匁
元金百貳拾八兩銀三匁

近世木曾山林業の本伐仕出と商業資本

戌暮返済

一 元金千七百三拾六兩壹分銀拾貳匁

内 利金百七拾三兩貳分銀八匁七分
元金百五拾壹兩三分銀六匁三分

ノ 三百貳拾五兩貳分

亥暮返済

一 元金千五百八拾四兩貳分銀五匁七分

内 利金百五拾八兩壹分銀拾貳匁五分
元金百六拾七兩銀貳匁五分

ノ 三百貳拾五兩貳分

子暮返済

一 元金千四百拾七兩貳分銀三匁貳分

内 利金百四拾壹兩三分
元金百八拾三兩三分

ノ 三百貳拾五兩貳分

丑暮返済

一 元金千貳百三拾三兩三分銀三匁貳分

内 利金百貳拾參兩壹分銀七匁八分
元金貳百貳兩銀七匁貳分

ノ 三百貳拾五兩貳分

寅暮返済

一 元金千三拾壹兩貳分銀拾壹匁

内 利金百三兩銀拾匁
元金二百貳拾貳兩壹分銀五匁

ノ 三百貳拾五兩貳分

卯暮返済

一 元金八百九兩壹分銀六匁

内 利金八拾兩三分銀拾壹匁
元金貳百四拾四兩貳分銀四匁

ノ 三百貳拾五兩貳分

辰暮返済

一 元金五百六拾四兩三分銀貳匁

内 利金五拾六兩壹分銀拾三匁七分
元金貳百六拾九兩銀壹匁三分

ノ 三百貳拾五兩貳分

巳暮返済

一 元金貳百九拾五兩三分銀七分

此利金貳拾九兩貳分銀四匁五分

×三百式拾五兩壹分 午暮返済皆済

元禄五申十二月廿一日

神戸弥左衛門殿

(略)

證文

羽黒方ニ而米六百石、来酉暮より午暮迄十ヶ年之内神戸弥左衛門方江
毎歳初納より可被相渡也

元禄五申十二月

水(野)弥三右衛門

(以下氏名略)

宮原善兵衛様

(略)

引当米六百石の「拂代金残金ハ其方ニ預り置、何方江成共貸付借り金相
済シ候節請取可申候」と、時貸がされたと推定される。米穀は幕藩体制下
為政者が専ら扱う商品で、市場の安定性からも、また行政権との政略上か
らも有利で、元禄以後神戸家は新田開発への投資の途を進んで行った。

請取申金子之事⁽³⁴⁾

合小判式拾両也

右之通新田普請入用金儘ニ請取申候、重而勘定可仕候所如件

宝永元年申八月十九日

若山左助⁽³⁵⁾

神戸分四郎様

〔貼紙〕
「左助へ遣し可申候五枚金高八拾両也」

八月十二日迄

神戸分四郎は本状前に八〇両、さらに本状を含めて極月晦日までに七〇
両、合計一五〇両を出金している。

投資先の重点を新田開発に移した神戸家は、その結果として寄生地主化
した。⁽³⁵⁾ 寄生地主化は、材木商による商業資本蓄積の手段が小作料の米穀収
入に変わり、木綿・麻・絹・干鰯等の流通・加工へは投資されないことを
意味する。この背景には封建体制下の海禁政策による内国市場の狭隘性、
手工業中心で技術革新の誘発に結びつかない零細な産業構造の段階が存在
した。商業資本の蓄積は、その投資によって旧ウクライドの矛盾を顕在化
する原動力ともなり得るが、ここでは土地投資によって、現状維持の流れ
に吸収されてしまった。⁽³⁶⁾ 夜明けはまだ遠かった。

註

- (1) 所三男「近世初期の商人による用材生産」(『徳川林政史研究所研究紀要』
昭和四五年、一九七〇年)。のち所三男『近世林業史の研究』(吉川弘文館、
一九七五年)所収。
- (2) 竹内誠「元禄人間模様」(角川書店・選書、二〇〇〇年)。竹内誠「紀伊国屋
文左衛門の実像」(『徳川林政史研究所研究紀要』第三五号、二〇〇一年)。
- (3) 前掲(2)。鶴岡実枝子「奈良茂家考」(『史料館研究紀要』第八号、一九七五年)。
- (4) 所三男「運材中継基地としての犬山」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭
和四二年度、一九六七年)。のち所三男『近世林業史の研究』(吉川弘文館、
一九七五年)所収。
- (5) 大石慎三郎「町人請負新田の成立事情―神戸新田(大宝前新田)の場合―」(『史
学雑誌』第六〇編第九号、一九五一年)。
- (6) 「寛永拾五年―正保四年 材木元伐仕出記録」(『徳川林政史研究所蔵』)。
- (7) 「三ヶ村歎願書」(『徳川林政史研究所蔵』中の「丑六月 乍恐奉願上候御事 恵
^(延享貳年乙)

那郡三ヶ村庄屋。

(8) 「延宝―宝永 神戸木材文書二」(徳川林政史研究所蔵)中の「(元禄四)末十二月 乍恐 奉願事 恵那郡三ヶ村庄屋」。

(9) 前掲(8)中の「宝永式酉年九月 口上書以奉願候 近江屋五郎兵衛 取次神田安休」。

(10) 前掲(8)中の「元禄五申年十二月三日 口上書 神田安休」。

(11) 前掲(8)中の「元禄六年 乍恐以書付御願申上候」。

(12) 前掲(8)中の「元禄五年 覚」。

(13) 「延宝元年―享保元年 神戸借用金文書」(徳川林政史研究所蔵)。

(14) 前掲(4)。

(15) 「延宝七年 本切檢物仕切帳 神戸文書」(徳川林政史研究所蔵)。

(16) 「延宝―元禄 神戸木材文書二」(徳川林政史研究所蔵)。

(17) 前掲(16)。

(18) 前掲(16)。

(19) 前掲(13)。

(20) 「延宝七年 本切仕出檢榷物請取帳 松原孫太郎」(徳川林政史研究所蔵)。

(21) 「文化八未年十月 加子母山渡合ノ台所者并柚木挽賃銀帳」(徳川林政史研究所蔵)。

(22) 前掲(16)。

(23) 前掲(13)。

(24) 前掲(16)。

(25) 前掲(13)。

(26) 前掲(13)。

(27) 前掲(13)。

(28) 前掲(8)中の「延宝九年 定候一札之事」。

(29) 前掲(8)中の「元禄七年 口上」。

(30) 「元禄拾三年 阿寺山御材木江戸大坂両地御拂代金請取渡通 神戸分左衛門」(徳川林政史研究所蔵)。

(31) 前掲(5)。

(32) 「元禄―享保 神戸木材文書三」(徳川林政史研究所蔵)。

(33) 前掲(13)。

(34) 前掲(16)。

(35) 前掲(5)。

(36) 外村繁『筏』(新潮社・文庫、一九六一年)。幕藩期後半、国内各地で封建制の厚い壁に遮られて、商業資本の活動が採まれるもどかさの中を生き抜く人々を、生家の近江商人外村商店の先祖を題材に描いた経済文学の傑作。

